

# 身体拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人みんなのひろば

事業所名：放課後等デイサービスほーかごひろば

事業所名：グループホームりんごの木

## 【身体拘束等の適正化のための指針】

### I 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。特定非営利活動法人みんなのひろばでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

#### (1) 具体的な考え方

- ①身体拘束は廃止すべきものである。
- ②身体拘束廃止に向けて、常に努力をしなければならない。
- ③「やむを得ない」で安易に身体拘束を行わない。
- ④創意工夫を忘れずにチャレンジする。
- ⑤利用者的人権を最優先に考える。
- ⑥私たちの提供するサービスに誇りと自信を持つ。
- ⑦やむを得ない場合、利用者、保護者に十分な説明を行うなど、適切な手順を踏む。
- ⑧身体拘束を行った場合でも、あらゆる手段を講じて廃止するための努力を怠らない。

#### (2) 障害福祉サービスの身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

#### (3) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

- ①切迫性** …利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性** …身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③一時性** …身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

#### (4) 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車いす、ベッドに大幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、車いす、ベッドに大幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をベッドに大幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミント型の手袋をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに大幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## II 身体拘束廃止に向けた体制

### (1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

特定非営利活動法人みんなのひろばでは、身体拘束の廃止に向けて「身体的拘束等適正化検討委員会」を設置します。

#### ①設置の目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握および改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ・行った身体拘束について、状況、手続き、方法などが適切かどうかの確認
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

#### ②身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会は年に1度（9月）の定期開催とします。

#### ③身体拘束適正化検討委員会の構成

委員会は次に記載する者で構成します。

- ア) 管理者
- イ) 法人事務局員
- ウ) サービス管理責任者
- エ) 児童発達支援管理責任者
- オ) 保育士
- カ) 児童指導員
- キ) 世話人
- ク) その他、管理者が必要と認める者

※委員会の責任者は管理者とし、当日参加可能な委員で構成する。

### (2) 身体拘束適正化のための職員研修に関する指針

特定非営利活動法人みんなのひろばでは、従事者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

#### ①研修の実施

- ・身体拘束適正化のための研修を年1回以上開催します。開催は10月を基本とします。
- ・新規採用職員がある場合は、入職時に身体拘束適正化のための研修を行います。

#### ②研修の内容

身体拘束適正化のための基礎的な内容として、適切な知識を普及・啓発します。

#### ③研修の記録

研修の実施後、参加者に対しそれぞれ記録の作成を求めます。当日参加できなかった者については、配布した資料を読み込んだ上、記録の作成を求めます。

## III 身体拘束等発生時の対応

本人または他の利用者の生命、身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

#### ①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、以下の点について検討、確認します。

- ・拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて。
- ・身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて。

#### ②利用者本人や保護者に対しての説明

要件を検討・確認したうえで、身体拘束を行うことを選択した場合は、本人や保護者に対して、以下の点を詳細に説明して、同意を得た上で実行します。

- ・身体拘束の内容、目的、理由
- ・拘束時間または時間帯、期間、場所
- ・改善に向けた取り組み方法など

#### ③嘱託医への相談

利用者様の状況について詳細に説明をして相談の上指示を仰ぎます。身体拘束が必要な場合、嘱託医の診断書を得るようにします。

#### ④身体拘束の記録

身体拘束を行った際は、理由、様子、心身の状況、開始と終了の時間などを記録します。

#### ⑤拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合には、速やかに身体拘束を解除します。

### IV この指針の閲覧について

特定非営利活動法人みんなのひろばでの身体拘束廃止に関する指針は、求めに応じて、いつでも施設内にて閲覧できるようにします。また、特定非営利活動法人みんなのひろばのウェブサイトにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

### 附則

本指針は、令和4年10月1日より施行する。